

## 第6常置委員会報告

— 外国人研究者・大学院留学生受入れに関する問題点と改善の方策について —

平成2年10月18日

日本学術会議

第6常置委員会

この報告は、第14期日本学術会議第6常置委員会の審議結果を取りまとめて発表するものである。

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 委員長 | 染 次郎 | (第3部) |
| 幹事  | 谷 雄郎 | (第1部) |
|     | 久 之  | (第5部) |
| 委員  | 喜 邦  | (第5部) |
|     | 久 一  | (第7部) |
|     | 正 森  | (第4部) |
|     | 順 二  | (第7部) |
|     | 本 田  | (第5部) |
|     | 原 東  | (第1部) |
|     | 藤 瀬  | (第2部) |
|     | 英 岡  | (第3部) |
|     | 田 川  | (第6部) |
|     | 馬 林  | (第1部) |
|     | 枝 柳  | (第5部) |
|     | 川 沢  | (第4部) |
|     | 谷 口  | (第4部) |
|     | 原 井  | (第2部) |
|     | 谷 原  | (第6部) |
|     | 宮 川  | (第2部) |
|     | 内 大  | (第3部) |
|     | 久 小  | (第2部) |
|     | 伊 三  | (第3部) |
|     | 猪 芝  | (第1部) |
|     | 岩 高  | (第6部) |
|     | 内 長  | (第6部) |
|     | 大 利  | (第1部) |
|     | 久 早  | (第6部) |
|     | 伊 原  | (第6部) |
|     | 伊 藤  | (第6部) |
|     | 池 藤  | (第6部) |
|     | 伊 細  | (第6部) |
|     | 家 增  | (第6部) |
|     | 池 間  | (第6部) |
|     | 伊 梁  | (第6部) |

## — 外国人研究者・大学院留学生受入れに関する問題点と改善の方策について —

日本学術会議は、昭和36年10月27日の第34回総会において「科学の国際協力についての日本学術会議の見解」を、また昭和63年4月21日の第104回総会において「我が国の国際学術交流の在り方についての日本学術会議の見解」を採択している。

「科学の国際協力についての日本学術会議の見解」は、科学の国際協力という立場から、国際学術交流における一般原則を明らかにしたもので、この見解に示されている、(1)平和への貢献を目的とすべきこと、(2)全世界的であるべきこと、(3)自主性を重んずべきこと、(4)科学者の間で対等に行われるべきこと、(5)成果は公開されるべきこと、の5原則は、今日においても国際学術交流の基本となるものである。

また、「我が国の国際学術交流の在り方についての日本学術会議の見解」は、最初の見解表明から四半世紀を経て、国際学術交流を取り巻く環境が著しく変化したことに対応して、我が国の国際学術交流について受動的な姿勢から能動的な姿勢への転換を図ることの重要性を指摘し、(1)人的交流の促進と大学・研究機関の国際的開放、(2)学術研究活動の世界的展開、(3)国際学術ネットワークの確立、という3方向を示したものであった。

現在、我が国学術の国際交流はあらゆる面で急速に展開している。我が国は国際的地位は向上し、世界の政治、経済、その他あらゆる分野で、指導的な役割を果たすべきことが期待されており、国際学術交流の展開は今後更にその速度を加えていくものと思われる。

しかしながら、これまでのところ、国際学術交流に対する我が国の貢献は、企業による海外研究機関に対する経済的協力は見られるが、外国人研究者の受入れなど、人的な側面では必ずしも満足すべき状態はない。我が国は外国人研究者の受入れは、近年急速に進められつつあるけれども、欧米先進諸国との比較すると

き、なお数において劣るばかりでなく、欧米先進諸国、とくに米国の研究機関が我が国から多くの研究者を受け入れているのに対して、我が国の研究機関がこれらの国から受け入れる研究者の数が極端に少ないと、いう研究交流の不均衡が目立っている。「我が国の国際学術交流の在り方についての日本学術会議の見解」に示されたとおり、我が国学術の国際交流を活性化するために実行されなければならない施策は多くあるけれども、こうした研究交流の不均衡を是正することは国際学術交流を促進するための急務であり、最大の課題であると思われる。

第6常置委員会は、第13期において、(1)国際学術ネットワーク制度の確立、(2)大学制度の国際化、(3)国際学術交流の対応機関の設置、(4)国際会議の積極的主催と支援体制の整備、(5)留学生の派遣・受入制度の改善、(6)国際的研究プロジェクトの策定とその遂行、(7)学術協力事業の調整機構の設置、の7項目を、我が国の国際学術交流を活性化するために必要な施策として検討した。

これを受け、第14期における第6常置委員会は、我が国の国際学術交流を活性化するために必要な施策のうち、特に外国人研究者及び大学院留学生の受入れについて検討を重ねてきた。

以下、外国人研究者及び大学院留学生の受入れを促進する上で、障壁となっていると思われる次の5項目について、どのようなことが問題となっているかを指摘し、これにどのように対処すべきかについて、第6常置委員会が審議した結果を報告する。この報告を出発点とし、外国人研究者及び大学院留学生の受入れを推進するための、より積極的な施策が立てられることを期待する。

- 1 言語
- 2 研究環境
- 3 外国人研究者の任用
- 4 大学院留学生の学位問題
- 5 外国人研究者・大学院留学生の選考方法

なお、本報告は、第14期において第6常置委員会が審議検討した範囲に基づくものであり、外国人研究者・大学院留学生の受入れにかかる問題点は、本報告で指摘した諸点に尽きるものではない。また、検討項目が上記5項目に限られるものでもなく、未検討の問題の中には、なお多くの重要な問題点も含まれており、それらについて更に審議検討を続けていく必要がある。

## 1 言語

(1) 日本で研究を行おうとする外国人研究者に要求される日本語の能力又は他の外国語、特に英語の能力については、当該研究者が研究の対象とする学問分野や研究課題との関係が留意されなければならない。一般的的傾向として、自然科学の分野においては、日本語の能力は日常生活に最低限必要なもので足りる場合が多く、研究のためには英語の能力が必須であるとされるのに対して、人文・社会科学の分野において要求される日本語の能力は、聞く能力、話す能力、読む能力、書く能力ともに高度なものとされている。

もちろん、これらの傾向はあくまでも一般的であるに過ぎず、例えば自然科学の分野においても、医学における臨床分野の如く患者との直接の接触が不可欠な分野では、日本語によるコミュニケーションの能力が相当程度要求されるのに対して、基礎医学の分野では、日本語の能力よりも、英語の能力が要求される。さらに、理学、工学の分野では、英語の能力こそが最低限の要求であり、日本語の能力は主として日常生活との関係で必要とされるに過ぎない。

また、人文・社会科学の分野については、特に、日本文学、日本の歴史、日本の制度等、文献・資料が日本語で存在し、かつ、高度の日本語能力が要求される分野を研究の対象とする者にとって、その研究の遂行に必要とされる程度の、高い日本語能力が要求されるのは当然として、一般的にいっても、これらの分野では日本語による聞く能力、話す能力のほかに、読む能力、書く能力も要求される。もちろん研究の分野によっては、必ずしも日本語の高い能力を必

要とせず、むしろ英語の能力が要求される。また、その他の言語（独、仏、中國語等）の能力が要求される場合もある。

(2) このように、外国人研究者に要求される言語能力は、その研究者がいかなる分野を研究対象とするかによって異なっている。そこで、日本に研究者として来訪することを希望している者に対して、その研究分野で要求される言語能力 — 日本語か英語か、その要求される程度如何といった能力の最低基準等 — に関する事前の情報を詳細に示すことが重要である。

また、特に研究者の受入決定に当たり、その専攻分野の研究に耐え得る日本語能力、英語の能力を備えているかを十分に審査しておくことが、研究を実りあるものとするために必要とされると言える。日本語の能力が必要とされる場合には、アメリカにおけるT O E F L（トーフル）に相当する（財）日本国際教育協会の「外国人日本語能力試験」を必ず受けることとし、この成績によって選抜を行うことが考えられる。

これらの研究者の来日後の日本語研修についても、当該研究者の専攻分野との関係を考慮して、その目的に適合するようなもの、換言すれば画一的ではない形の研修が必要である。また、来日する以前に日本語を学ぶ機会を与えることも大切であり、そのためには、各国におけるしかるべき日本語コース（学校）に日本語教師や資料を送るとか、そのような日本語コース（学校）の開設に協力したり、また各国の日本語教師が日本で研修を受ける機会を増やすことが必要である。

(3) 言語に関して、これまで述べてきたことは大学院留学生にもそのまま当てはまる。しかし、大学院等で講義を聞く場合には、外国人を主体とした特殊のコースは別として、相当高度な日本語の能力が必要となる。現在行っている半年間の日本語研修は、日本語を学ぶ機会であるとはいえ、必ずしも有効であるとはいえない。それと同時に、日常的に日本人と接触する機会を多くするため、

日本人家庭に下宿させるとか、外国人用宿舎の一部に日本人を住まわせることが望まれる。

## 2 研究環境

- (1) 外国人研究者の受け入れについては、大学・研究所等、その受入機関の学術研究の水準が国際的に高く、魅力あることが何よりも大切である。そのためには、優れた研究指導者を中心とする研究者集団の存在は言うまでもなく、研究に必要な設備や研究費を欠かすことはできない。近年、国際的に研究設備の高度化が進む中で、我が国の大学等における研究設備の老朽化・陳腐化が目立ち、研究と若手研究者の育成とを困難にしていることが問題になっている。このため、日本学術会議は、第107回総会において、「大学等における学術研究の推進について——研究設備等の高度化に関する緊急提言——（勧告）」を採択し、その改善を図ることを提言している。貧弱な研究設備のまま、また、研究の必要に応じられない研究費のまま、外国人研究者を受け入れることは、受け入れた外国人研究者を失望させるだけでなく、日本人研究者の研究に支障を生じさせるおそれがある。研究設備や研究費は、受け入れた外国人研究者の研究上の必要に十分応えうるように用意されなければならない。国は研究費とともに、研究設備の面で十分な予算措置を図るべきである。
- (2) 外国人研究者は、日本人研究者と個人的に密接な接触を持つ。研究の場では多種多様の問題が生じるであろうが、ケース・バイ・ケースで解決されることが多い。外国人研究者の研究活動に対して障害となるものの一つに、劣悪な居住環境がある。日本人研究者にとっても、安定し、かつ健康的な住居を確保することは容易ではない。外国人研究者には言語のほか、風俗、習慣の違いなど、社会生活上様々なハンディキャップがあって、個人の力で適当な住居を探すことはほとんど不可能である。さらに、多くの場合、高い家賃など経済的な制約が加わる。研究効果の向上を図るには、まず、健康を維持するに足る快適

な住居が不可欠であって、この問題の根本的な解決には国費による研究者のための住居の増設以外にない。国の政策として、研究者の受入増を図るのであれば、国費による研究者の居住環境の整備は国として果たすべき当然の義務である。なお、国際会館など外国人研究者の居住の形態にはそれぞれの大学に属するもののほか、種々の大学の外国人研究者が入居するタイプのものや日本人研究者が共に入居するタイプのものが考えられよう。

(3) 外国人研究者の研究効果の向上には受入体制の充実が必要なことは言うまでもないが、それと同等に重要なことは外国人研究者の生活上、研究上の必要に対応できる大学あるいは研究所の事務局の体制の整備である。最近、国際交流センターの増設など多くの大学で外国人研究者問題に対応することができているが、十分な活動がなされているところは極めて少ない。少なくとも、一つの外国語（英語が望ましい）を自由に会話できる専門事務職員の増員は不可欠である。

日本で研究したことの成果は、帰国した後、適切な連絡や会合によって更に向上が期待される。例えば、日本で研究したことのある者の在外公館における定期的な会合を支援すること、あるいは、帰国後、一定の年月が経過した時期に再び短期間招待することなどの方策が考えられる。

(4) 大学院留学生の受け入れについては、予算上の定員化と奨学金制度の一層の拡充が望まれる。大学院留学生を受け入れることによって必要となる経費、あるいは教職員数は十分に確保されなければならない。アドバイザーやカウンセラーも置かなければならない。学生経費の増額、あるいは教職員の増員を図ることなく、大学院留学生を受け入れることは、受け入れた大学院の教職員の負担を著しく増加させ、また、日本人学生の教育に支障を来すおそれがある。大学院留学生に対する教育効果を上げるため、奨学金制度もまた拡充されねばならない。なお、現在大学院留学生に対して行われているチューターの制度は研究

や生活の助けとなり、また、一方チューターとなった日本人にとっても教育的である。予算の増額によってこの制度の充実を図ることが望まれる。

### 3 外国人研究者の任用

(1) 世界の著名な大学の多くは、もともと民族や国家を超えた学府として成立したものである。大学が本来の理念に立って、新しい時代にふさわしい国際化を進めることは、大学の使命である学問の研究教育を行うために欠かせないことがある。西欧、特に米国の大学においては、外国人研究者の正規の任用をつとめ、開かれた寛容な国際社会を確立して、学問の世界に貢献してきた。

ひるがえって我が国の実情を見るに、ほとんどの大学では、その点、著しく閉鎖的と言わねばならない。しかし、我が国においても1982年に「外国人教員任用特別措置法」が制定され、国立または公立の大学では外国人を正式に大学の教員として任用することが可能となった。既にいくつかの大学ではこれに基づく任用が行われているが、全体としては微々たるものに過ぎない。

(2) 外国人研究者を正式に任用する場合、外国人に関しては期限を定めることができるとされている。それにより、人事の停滞を防止し、交流を促進するという効果はある。しかし、大学教育は社会に開かれたものであることが必要であるとするならば、外国人のみに期限を定めることは問題である。第二に、任用手続が今なお繁雑である。これは簡略化を図るべきである。第三に、優秀な外国人研究者、特に学位取得者を我が国に迎え入れるためには、教授、助教授、講師、というようなポストを国公立大学でも提供できるという情報を、海外に向けて流すことが必要である。現在はそれが非常に欠けていると言わざるをえない。これに関する情報提供機関の設置が望まれる。

(3) 我が国では独創性に富む研究が育ち難いと言われているが、異質な文化を有し、発想を異にする外国人研究者を同僚として迎え入れ、研究のみならず学生教育においても互いに切磋琢磨することは、この点の解決に有用ではあるまい

か。そのためには、大学のみならず各種研究機関において、優秀な外国人研究者 の一定数を受け入れる体制を早急に確立することが望まれる。

#### 4 大学院留学生の学位問題

- (1) 大学院留学生については、他国、特に米国の大学院に留学した者が博士の学位を取得して帰国する割合と比較して、日本の大学院に留学した者が博士の学位を取得して帰国する割合のほうが相対的に低く、帰国後の待遇が不利であるという問題がある。

大学院博士課程留学生は、将来、研究者として活動することが期待されるから、このことは、研究者の国際交流を促進する上で、大きな問題となっており、このまま放置できないと思われる。

理工学系、医学系などでは、博士の学位は決して取りやすいとは言えないが、日本人も外国人も、かなり高い割合で博士の学位を取得している。ただし、大学による選抜なしに送り込まれる国費大学院留学生の中には、十分な学力を持たない者もいて、しばしば学位を取得することが困難になる。このようなことは大学にとって迷惑であるばかりでなく、本人にとっても不幸なことであるから、このような者が日本へ来る前にしかるべき能力検定を行うなどして、無駄な来日を避ける制度の確立が望まれる。

他方、人文・社会科学系では、日本人でもなかなか博士の学位を取得できない。このため、学位の無いまま帰国する者が大多数であり、帰国後の待遇と関係して切実な問題となっている。大学院留学生の博士学位の取得を促進することは、学術の国際交流を活性化する上で、このうえもなく重要である。この点に関し、留学生を受け入れる大学院において、一層の改善努力が払われることを期待したい。

- (2) 学位を取得するとき、第2外国語の能力も問われるが、外国人に対しては、日本語も外国語のうちに数えることが望まれる。国によっては、外国語として

日本語しか学んできていないことが問題となる。このような者に対して、学内の研修センターなどで必要レベルの外国語を習得させるよう配慮することが必要である。

既に研究者として活動している者が、日本に来て学位を取りたいという場合も少なくない。修士課程修了相当の学歴があると認定されても、更に博士課程に籍を置くことは、これらの人には困難である。論文博士の道を活用したい。日本学術振興会の『論博プログラム』の拡充も有効であろう。

なお、医学系では修士号は存在しないから、博士の学位取得のための必要期間留学できない者に対して、何らかの称号を与えたらどうかという意見がある。

## 5 外国人研究者・大学院留学生の選考方法

(1) 研究者等の選考方法には、特に国費援助対象者の採用決定の基準に関して、国別採用枠の均衡、被選考者の基準レベルなど対象国の国情、外交上の諸問題などに依存する部分が少なくない。最近では来日研究者等の教育・研究の指導と交流成果の向上に対する関係教員の極端な負担の増加など多くの問題が指摘されている。

しかしながら、大学教員、公的機関研究員を対象とした招へい事業は日本学術振興会などを中心に活発に実施されており、それらの選考方法は優れたものとして評価されている。この際、受入日本側教員が来日研究者の素質をよく理解し、公平なる選考基準によって採用決定がなされている実態に注目すべきである。これら優れた学術交流の実績を考慮すれば、この種の事業、特に米国のポストドクトラルフェローに該当する大学院博士課程修了直後の若手研究者の招へい枠の格段の増加を図るべきである。

(2) 大学院留学生の選考方法の現状には検討すべき課題が多くある。

i) 最近における国費、私費、派遣国負担などによる大学院留学生の急増と素

質の多様化という実態を踏まえ、それら受入大学院における学業成績、研究成果及び帰国後の状況に関し、実態の調査・分析とその情報の公開を配慮すべきである。

- ii) 大学院留学生の素質とその研究意欲に関しては、受入学生の多様化と学生数の増加と共に多くの問題が受入大学側より提示されており、特に国費留学生の選考方法に対する抜本的改善が要望される。留学目的の達成と交流事業の質的向上に対して、留学生の素質と研究希望分野に合致した指導教員の選定は極めて重要である。受入大学が独自の選考方法によって、各大学の教育・研究上の特徴に合致した大学院留学生を採用する、大学推薦大学院留学制度の拡大を図るべきである。また、一部の大学において、定められた定員、学科で独自の教育、例えば英語による授業などの特別コースを設置し、有効に機能している実態があるが、このような受入大学側の独自の構想も大いに期待される。
- iii) 来日大学院留学生の大学院への入学許可については、各大学に独自の入学試験制度があり、一定の素質の維持は可能である。この際、問題となるのは入学試験に合格できなかった留学生の取扱いであるが、これらに対しては、明確な研究生としての身分を与え、研究生として留学の目的を達せしめるか、又は、更に研修を実施して大学院入試に備えるなど、各大学は独自の道を選んでいる。いずれにせよ、入学時において優れた素質を持つ学生を選考し得るよう、単に現状に止まることなく、広く有効な方法を探索すべきである。例えば、私費留学生の場合に特に注目されるのであるが、応募留学生の大学院学生としての採用に際し、その学業成績の客観的評価が、適当な第三者機関によって行われることなども、その適切な判定に有用である。受入決定以前における留学希望者との間の多角的かつ十分なる情報交換の方法について十分に配慮することが望まれる。

なお、学部留学生に関しては、学部卒業後に大学院進学を希望する者も多く、この点より、その質に関して問題が出ている。

学部段階であると、相手国政府機関が留学生を選考し、文部省を介して学生を日本で各大学に割り当てるケースがある。この時、選考学生の質的レベルの低さから、補習教育に大きな労力を割くため、日本人学生を含め他の学生の教育に支障が生じている実態がある。この問題の抜本的解決は政府間交渉によるところが多いが、国費留学生採用に関しては、現地在外公館における選考に際して、大学教員を現地に派遣してこれに参加させるとか、選考結果についての情報を公開することなどの方策を積極的に考慮すべきである。